



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次

- 告示
  - 232 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し(税務課)
  - 233 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17の規定に基づく指定区域の指定 (循環型社会推進課)
  - 234 生活保護法による施術機関の指定(福祉保健総務課)
  - 235 介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定の辞退 (長寿社会推進課)
  - 236 救急病院の認定 (医務課)
  - 237 救急診療所の認定 ( " )
  - 238 保安林予定森林 (森林整備課)
  - 239 平成19年度CALS/EC第1号和歌山県公共工事等電子入札システムヘルプデスク委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (技術調査課)
  - 240 新道路の供用開始等 (道路保全課)
  - 241 道路の区域変更 ( " )
  - 242 新道路の供用開始等 ( " )
  - 243 道路の区域変更 ( " )
  - 244 新道路の供用開始等 ( " )
  - 245 道路の区域変更 ( " )
  - 246 新道路の供用開始等 ( " )
  - 247 平成19年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施 (都市政策課)
  - 248 都市計画の変更 ( " )
  - 249 海岸保全区域の指定 (管理整備課)
  - 250 和歌山県警察交通警察事務委託業務に係る一般競争

入札に参加する者に必要な資格等 (警察本部)

- 公告
  - 入札公告 (管財課)
  - " ( " )
  - " (技術調査課)
  - " (警察本部)

## 告 示

### 和歌山県告示第232号

地方税法(昭和25年法律第226号)第700条の6の4第3項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成19年3月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 特約業者の氏名又は名称  
有限会社伸交興産
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地  
和歌山県海南市大野中935番地の1
- 3 特約業者の指定取消しの年月日  
平成18年11月30日

### 和歌山県告示第233号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項に規定する指定区域として、次の区域を指定する。

平成19年3月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 区 域			埋立地の区分
	市町村名	大字、字、小字	地 番	
1	海南市	東畑字柿戸原	1194番23	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。)第12条の31第2号
2	紀美野町	小畑字登尾	834番1	規則第12条の31第2号
		動木字椋河内	512番	
		動木字椋河内	512番2	
		動木字椋河内	514番	
		動木字椋河内	515番	
		動木字椋河内	515番1	
		動木字椋河内	517番	
		動木字椋河内	518番	
		動木字椋河内	519番1	
		小畑字登尾	854番	

		小畑字登尾	853番2	
3	紀の川市	平野字西原	1995番1	規則第12条の31第1号
		平野字西原	1995番2	
4	紀の川市	北涌字船戸原	1番2	規則第12条の31第1号
		麻生津中字飯盛	1801番	
		麻生津中字飯盛	1283番	
5	かつらぎ町	大字花園新子字北原	366番1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第13条の2第2号
6	九度山町	大字九度山字外新開	154番1	規則第12条の31第1号
7	高野町	大字高野山字杉ノ尾	6番の一部	規則第12条の31第2号
8	高野町	大字東富貴字舟平	784番19	規則第12条の31第2号
		大字東富貴字舟平	784番20	
9	有田川町	大字川口字尾岩坂	432番	規則第12条の31第2号
		大字川口字尾岩坂	434番1	
		大字川口字尾岩坂	434番3	
		大字川口字尾岩坂	436番4	
10	有田川町	大字谷字床山	525番2	規則第12条の31第2号
		大字谷字床山	526番	
		大字谷字床山	527番2	
		大字谷字床山	528番1	
		大字谷字床山	528番2	
		大字谷字床山	529番10	
		大字谷字床山	531番8	
大字谷字床山	531番9			
11	御坊市	名田町野島字寒風	2731番5	規則第12条の31第1号
12	御坊市	名田町野島字寒風	2731番4	政令第13条の2第2号
13	田辺市	龍神村福井字津越	2571番18	規則第12条の31第1号
		龍神村福井字津越	2571番19	
		龍神村福井字津越	2571番20	
		龍神村福井字津越	2571番21	
14	白浜町	字馬ノ一原	3031番235	政令第13条の2第2号
		字馬ノ一原	3031番318	
		字瓜切	2926番41	
15	那智勝浦町	大字市屋字與根河	1054番9の一部	規則第12条の31第2号

和歌山県告示第234号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により施術機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年3月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	名称	所在地	指定年月日
田柔29-18	ながた接骨院	田辺市秋津町205-8	平成19.2.19

和歌山県告示第235号

介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定により指定介護療養型医療施設の指定の辞退について、次のとおり届出があったので、同法第115条第2号の規定に基づき公示する。

平成19年3月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	氏名 (法人の場合 にあっては、 申請者の名称)	住所 (法人の場合 にあっては、主たる 事務所の所在地)	法人の場合 にあっては、 代表者の氏名	事業所の 名称	事業所の所在地	辞退 年月日

3010110793	医療法人良友会	和歌山市土入176番地	山名洋子	西和歌山病院	和歌山市土入176番地	平成19.3.31
------------	---------	-------------	------	--------	-------------	-----------

和歌山県告示第236号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき、救急病院を次のとおり認定した。

平成19年3月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

名称	所在地	有効期限
医療法人共栄会 名手病院	紀の川市名手市場294番地1	平成22.2.13

和歌山県告示第237号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき、救急診療所を次のとおり認定した。

平成19年3月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

名称	所在地	有効期限
医療法人彌栄会 黒山整形外科	岩出市中迫139	平成22.2.13

和歌山県告示第238号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年3月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 日高郡印南町大字古屋字池ノ谷456の3、456の6から456の8まで、456の10から456の15まで、456の21、457

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字池ノ谷456の3・456の6・456の8・456の13(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面

及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第239号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、平成19年度CALS/EC第1号和歌山県公共工事等電子入札システムヘルプデスク委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成19年3月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 調達役務

平成19年度CALS/EC第1号和歌山県公共工事等電子入札システムヘルプデスク委託業務

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

エ 財務諸表(個人にあっては、青色又は白色申告書の写し)

オ 納税証明書

カ 印鑑証明書

キ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

ク 使用印鑑届

ケ 和歌山県が示す仕様書に対する提案書

コ 業務実績報告書

サ 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)認証を取得していることを証する書類

(2) (1)のイからオまでに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う一般競争入札又は指名競争入札等にかかる参加資格審査申請の審査を経て、現に有効な競争入札に参加する資格を有する旨の通知書を交付されている者については、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ及びキからコまでに掲げる申請書類の用紙と質問書については、県で定めるものとし、平成19年3月6日(火)から平成19年3月13日(火)までの間の和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)

を除く、毎日午前10時から午後4時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）に、5に掲げる場所で配布を行う。

- (4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は平成19年3月14日（水）から平成19年3月16日（金）までの間に和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

### 3 資格審査説明会の場所及び日時

#### (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館503会議室

#### (2) 日時

平成19年3月13日（火）午後2時から

### 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成19年3月14日（水）から平成19年3月22日（木）までの間（休日を除く。）の午前10時から午後4時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）に5に掲げる場所で受け付ける。

### 5 資格審査申請書類等の配布及び受付の場所

- (1) 平成19年3月6日（火）から平成19年3月16日（金）まで

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3081

ファクシミリ番号 073-428-1810

- (2) 平成19年3月19日（月）から平成19年4月3日（火）まで

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1

和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3081

ファクシミリ番号 073-428-1810

### 6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

### 7 入札参加者の資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 過去に地方公共団体又は国（公団等を含む。）から、

財団法人日本建設情報総合センター及び財団法人港湾空港建設技術サービスセンターが開発した電子入札コアシステムを用いた建設工事にかかる電子入札システムのヘルプデスク業務を受託した実績を有すること。

- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得していること。

### 8 資格審査の留意事項等

資格審査は、別冊「和歌山県公共工事等電子入札システムヘルプデスク委託業務に係る競争入札参加資格審査申請説明書」に従い申請され受理した申請書類に基づき、その内容を審査することにより行うこととし、必要に応じてヒアリング等を行うことがあるので留意すること。

なお、ヒアリングを行う場合は、申請者あてに別途その旨通知する。

### 9 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、平成19年度CALS/EC第1号和歌山県公共工事等電子入札システムヘルプデスク委託業務における競争入札参加資格結果通知書により平成19年3月28日（水）までに通知する。

### 10 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求められることができる。

(2) (1)の説明は、平成19年4月3日（火）までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成19年4月5日（木）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

### 和歌山県告示第240号

平成17年和歌山県告示第1437号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成19年3月6日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

### 和歌山県告示第241号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道  
2 路線名 169号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
新宮市熊野川町九重字大平1530番14地内	旧	6.80 7.00 8.00	25.40	
同上	新	7.60 11.80	25.40	

和歌山県告示第242号

平成19年和歌山県告示第241号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成19年3月6日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年3月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第243号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年3月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
有田郡有田川町大字田口字釜原18番地先から同町大字田口字ワサダ26番4地先まで	旧	6.20 7.90	170.00	
有田郡有田川町大字田口字釜原18番地先から同町大字田口字釜原2番3地先まで	旧	12.40 15.20	333.00	
同上	新	12.40 15.20	333.00	

和歌山県告示第244号

平成19年和歌山県告示第243号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成19年3月6日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年3月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第245号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年3月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 那智勝浦熊野川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
新宮市熊野川町西字谷口219番1地先から同市熊野川町西字谷口221番3地先まで	旧	10.00 10.50	29.00	
同上	新	10.00 13.00	29.00	

和歌山県告示第246号

平成19年和歌山県告示第245号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成19年3月6日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年3月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第247号

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、平成19年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、当該試験の実施に関する事務は、同法第15条の17第1項の規定により、和歌山県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成19年3月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 試験期日及び時間
  - (1) 「学科の試験」
    - ア 二級建築士  
平成19年7月1日(日)午前10時から午後5時10分まで
    - イ 木造建築士  
平成19年7月22日(日)午前10時から午後5時10分まで
  - (2) 「設計製図の試験」
    - ア 二級建築士

平成19年9月16日(日)午前11時30分から午後4時まで

イ 木造建築士

平成19年10月14日(日)午前11時30分から午後4時まで

2 試験場

(1) 「学科の試験」

和歌山県立和歌山北高等学校 和歌山市市小路388

(2) 「設計製図の試験」

和歌山大学 和歌山市栄谷930

3 受験申込手続

(1) インターネットによる受験申込

インターネットによる受験申込については、平成16年以降に二級建築士又は木造建築士試験の受験申込をした者のうち、試験の申込に必要な個人情報の使用についてあらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受験申込期間及び時間

(ア) 期間 平成19年4月1日(日)から平成19年4月6日(金)まで

(イ) 時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで

イ 受験申込方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaeic.jp/>)において、必要な事項を入力し申し込むこと。

(2) 受付場所における受験申込

ア 受験申込書の受付場所及び受付期間

(ア) 社団法人和歌山県建築士会

a 受付場所 和歌山市卜半町38 和歌山県建築士会館内

b 受付期間 平成19年4月9日(月)から平成19年4月13日(金)までの午前10時から午後4時まで

(イ) 社団法人和歌山県建築士会田辺支部

a 受付場所 田辺市朝日ヶ丘15-14 田辺建築センター内

b 受付期間 平成19年4月9日(月)及び平成19年4月10日(火)の午前10時から午後4時まで

(ウ) 社団法人和歌山県建築士会新宮支部

a 受付場所 新宮市馬町1-1-4 烏藤一級建築設計事務所内

b 受付期間 平成19年4月9日(月)及び平成19年4月10日(火)の午前10時から午後4時まで

イ 学科の試験の免除者の申請

学科の試験の免除の申請は、平成17年又は平成18年

の試験の学科の試験(住所地の変更等の事由による場合は、他の都道府県知事が行ったものを含む。)の合格通知書を添付することにより行う。

ウ 受験申込方法

受験の申込みは、原則として上記アの受付場所にて申込者本人が受験申込書を直接提出することにより行う。ただし、やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されているもの限り、郵送を認める。郵送の場合は、受付期間の最終日までの消印のあるもので、宛先を明記し所要の郵便切手を貼った受験票返送用封筒を同封し、必ず書留速達とする。

4 合格者の発表及び可否の通知

平成19年12月6日(木)(予定)

合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

なお、「学科の試験」については、二級建築士は平成19年8月28日(火)(予定)に、木造建築士は平成19年9月11日(火)(予定)に通知する。

5 可否判定基準の公表

合格者の発表の際に、知事の決定した可否判定基準を財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示する。

6 その他

(1) 「設計製図の試験」の課題は、平成19年6月13日(水)ごろから財団法人建築技術教育普及センター支部及び都道府県建築士会の事務所に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示する。

(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

和歌山県告示第248号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成19年3月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 都市計画の種類及び名称

粉河都市計画道路(3・5・13号猪垣中ノ歳線)

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分

和歌山県紀の川市粉河字須川、矢倉、薬師谷、別所谷、西大道端

3 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

紀の川市建設部都市計画課

和歌山県告示第249号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のように指定する。平成10年和歌山県告示第448号(海岸保全区域の指定)は、廃止する。

平成19年3月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 沿岸名 和歌山県紀州灘沿岸
- 2 海岸名 文里港海岸
- 3 地区名 文里東山新庄地区海岸
- 4 指定場所 和歌山県田辺市文里一丁目地内及び地先  
和歌山県田辺市文里二丁目地内及び地先  
和歌山県田辺市東山二丁目地内及び地先  
和歌山県田辺市新庄町地内及び地先
- 5 基点及び補助点の表示
  - 基点1 和歌山県田辺市文里一丁目381番地  
北緯33度42分54秒東経135度23分20秒
  - 基点2 基点1からS64度35分E線上126.0メートルの地点
  - 基点3 基点2からS88度16分E線上121.0メートルの地点
  - 基点4 基点3からS77度35分E線上193.0メートルの地点
  - 基点5 基点4からN14度33分E線上93.0メートルの地点
  - 基点6 基点5からN30度0分W線上58.0メートルの地点
  - 基点7 基点6からN7度2分E線上175.0メートルの地点
  - 基点8 基点7からN14度40分W線上243.0メートルの地点
  - 基点9 基点8からN21度52分E線上40.0メートルの地点
  - 基点10 基点9からN44度30分E線上92.0メートルの地点
  - 基点11 基点10からN60度45分E線上93.0メートルの地点
  - 基点12 基点11からN40度50分E線上92.0メートルの地点
  - 基点13 基点12からN52度23分E線上187.0メートルの地点
  - 基点14 基点13からS41度40分E線上78.0メートルの地点
  - 基点15 基点14からS29度7分W線上61.0メートルの地点
  - 基点16 基点15からS49度50分E線上267.0メートルの地点
  - 基点17 基点16からS33度2分E線上198.0メートルの地点
  - 基点18 基点17からS51度35分W線上250.0メートルの地点
  - 基点19 基点18からS65度48分W線上102.0メートルの地点
  - 基点20 基点19からS5度14分E線上150.0メートルの地点
  - 基点21 基点20からS10度10分E線上100.0メートルの地点
  - 基点22 基点21からS76度8分W線上36.0メートルの地点
  - 基点23 基点22からN73度50分W線上104.0メートルの地点
  - 基点24 基点23からS17度33分W線上131.0メートルの地点

- 点
- 基点25 基点24からS11度40分E線上63.0メートルの地点
- 基点26 基点25からS11度5分W線上103.0メートルの地点
- 基点27 基点26からS77度30分E線上133.0メートルの地点
- 基点28 基点27からS32度35分E線上34.0メートルの地点
- 基点29 基点28からS10度10分W線上165.4メートルの地点
- 基点30 基点29からS82度30分E線上11.5メートルの地点
- 基点31 基点30からS21度0分E線上20.7メートルの地点
- 基点32 基点31からS60度0分E線上30.3メートルの地点
- 基点33 基点32からS20度30分W線上10.5メートルの地点
- 基点34 基点33からN73度30分W線上22.5メートルの地点
- 基点35 基点34からN60度0分W線上31.1メートルの地点
- 基点36 基点35からN29度0分W線上4.0メートルの地点
- 基点37 基点36からS44度50分W線上58.3メートルの地点
- 基点38 基点37からS82度20分W線上84.0メートルの地点
- 基点39 基点38からN25度50分W線上43.0メートルの地点
- 基点40 基点39からS83度50分W線上179.0メートルの地点
- 基点41 基点40からS13度0分W線上109.0メートルの地点
- 基点42 基点41からN80度50分W線上96.0メートルの地点
- 基点43 基点1からS45度6分W線上6.7メートルの地点
- 基点44 基点43からS32度49分W線上43.9メートルの地点
- 基点45 基点44からS61度52分W線上149.2メートルの地点
- 基点46 基点45からN68度46分W線上67.1メートルの地点
- 基点47 基点46からN30度00分E線上176.6メートルの地点
- 基点48 基点47からN59度46分W線上76.9メートルの地点
- 基点49 基点48からN30度00分E線上38.4メートルの地点
- 基点50 基点49からN59度35分W線上0.9メートルの地点

基点51 基点50からN29度52分E線上13.5メートルの地点  
 基点52 基点51からN59度34分W線上83.9メートルの地点  
 基点53 基点52からN37度43分E線上140.8メートルの地点  
 基点54 基点53からS19度55分E線上15.7メートルの地点  
 基点55 基点54からN37度31分E線上41.3メートルの地点  
 基点56 基点55からN30度5分W線上68.9メートルの地点  
 基点57 基点56からS57度8分W線上28.4メートルの地点  
 基点58 基点57からS26度58分E線上52.5メートルの地点  
 基点59 基点58からS37度46分W線上122.2メートルの地点  
 基点60 基点59からN51度35分W線上256.1メートルの地点  
 基点61 基点60からS38度21分W線上171.0メートルの地点  
 基点62 基点61からN51度11分W線上50.2メートルの地点  
 補助点1 基点1からS27度24分E線上73.3メートルの地点  
 補助点2 基点2からS3度5分W線上52.0メートルの地点  
 補助点3 基点3からS12度25分W線上60.0メートルの地点  
 補助点4 基点4からS40度45分E線上80.0メートルの地点  
 補助点5 基点5からS75度30分E線上45.0メートルの地点  
 補助点6 基点6からS84度25分E線上47.0メートルの地点  
 補助点7 基点7からN79度25分E線上73.0メートルの地点  
 補助点8 基点8からS82度20分E線上43.0メートルの地点  
 補助点9 基点11からS23度55分E線上53.0メートルの地点  
 補助点10 基点13からS2度15分W線上58.0メートルの地点  
 補助点11 基点15からS57度20分W線上51.0メートルの地点  
 補助点12 基点17からN85度10分W線上65.0メートルの地点  
 補助点13 基点19からN77度50分W線上66.0メートルの地点  
 補助点14 基点20からN83度10分W線上111.0メートルの地点  
 補助点15 基点23からN27度30分W線上112.0メートルの地点  
 補助点16 基点24からS66度10分W線上83.0メートルの地点

補助点17 基点26からS54度10分W線上80.0メートルの地点  
 補助点18 基点27からS41度20分W線上70.0メートルの地点  
 補助点19 基点37からN29度40分W線上55.0メートルの地点  
 補助点20 基点39からN8度20分W線上52.0メートルの地点  
 補助点21 基点40からN3度45分W線上64.0メートルの地点  
 補助点22 基点42からN24度10分W線上35.0メートルの地点  
 補助点23 基点45からS3度27分E線上55.0メートルの地点  
 補助点24 基点46からN87度37分W線上154.9メートルの地点  
 補助点25 基点51からS75度59分W線上71.7メートルの地点  
 補助点26 基点53からS12度4分E線上130.0メートルの地点  
 補助点27 基点54からS22度29分E線上115.0メートルの地点  
 補助点28 基点55からS38度49分W線上55.0メートルの地点

6 指定区域

基点1から基点42までの各基点を順次結んだ線、基点1と基点43を結んだ線、基点43から基点62までの各基点を順次結んだ線、基点62と補助点28を結んだ線、補助点1から補助点22までの各補助点を順次結んだ線、補助点1と補助点23を結んだ線、補助点23から補助点28までの各補助点を順次結んだ線及び補助点22と基点42を結んだ線に囲まれた区域

和歌山県告示第250号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、和歌山県警察交通警察事務委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成19年3月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

和歌山県警察交通警察事務委託業務

(2) 業務内容

和歌山県警察交通警察事務仕様書(以下「仕様書」という。)による。



(3) 業務処理場所等

ア 業務処理場所及び配置人員

業務処理場所	配置人員	業務処理場所	配置人員	業務処理場所	配置人員
橋本警察署	3名	海南警察署	2名	串本警察署	2名
妙寺警察署	2名	有田警察署	2名	新宮警察署	2名
岩出警察署	4名	湯浅警察署	2名	交通センター	6名
和歌山東警察署	4名	御坊警察署	3名	田辺運転免許センター	2名
和歌山西警察署	3名	田辺警察署	2名	新宮運転免許センター	1名
和歌山北警察署	3名	白浜警察署	2名	合 計	45名

イ 業務処理日

(ア) 各警察署における業務処理日は、和歌山県の休日  
を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規  
定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除  
く日とする。

(イ) 各センターの業務処理日は、交通センターにおい  
ては土曜日、国民の祝日を定める法律(昭和23年法  
律第178号)第2条に規定する国民の祝日及び12月29  
日から翌年の1月3日までの日を除く日とし、田辺運  
転免許センター及び新宮運転免許センターにおいて  
は県の休日を除く日とする。

ウ 業務処理時間

(ア) 各警察署における業務処理時間は、1日7時間とす  
る。

(イ) 各センターの業務処理時間は、1日6時間とする。

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、  
次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を  
経過していないもの)

エ 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過  
していないもの)

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書(貸借対照表、損  
益計算書及び剰余金処分計算書)

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税  
証明書で、提出日において発行後3か月を経過してい  
ないもの

(ア) 法人税、消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する県税全税目

ク 誓約書

ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

(2) (1) のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用  
紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕

様書及びこれらの用紙は、平成19年3月6日(火)から  
平成19年3月13日(火)までの県の休日を除く日の午前  
10時から午後4時までの間、5に掲げる場所で配布を行  
う。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、3  
に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、そ  
の後、平成19年3月13日(火)午後4時までの間に5に  
掲げる場所に対して書面(ファクシミリを含む。)に  
より行うものとする。

3 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西46番地の1 和歌山県警察本部岡崎庁舎  
1階 会議室

(2) 日時

平成19年3月8日(木)午後2時

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

2の(1)に掲げる申請書類は、平成19年3月6日(火)  
から平成19年3月13日(火)までの県の休日を除く日の午  
前10時から午後4時までの間、持参により5に掲げる場所  
に提出することとする。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県警察本部交通部交通規制課

和歌山市西1番地

郵便番号 640-8524

電話番号 073-473-0110(内線248)

ファクシミリ番号 073-473-7824

6 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、道路  
交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第31条の4の  
2に規定する免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織  
及び能力を有すると公安委員会が認める法人で、平成19  
年3月6日(火)現在において、次に掲げる(1)から  
(6)までのすべての要件を満たすものとする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であ  
ること。

(2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれに

も該当しない者であること。

- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び県税に未納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者若しくは経営したことがない者又は経営に実質的に関与していない者若しくは関与したことがない者であること。
- (6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者又はしたことがない者であること。

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成19年3月19日（月）までに通知する。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、平成19年3月20日（火）までに書面により求めることができる。
- (3) (2) の書面は、持参により提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、平成19年3月22日（木）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

公 告

入 札 公 告

和歌山県庁舎及び構内清掃業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成19年3月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務年度及び業務番号  
平成19年度 管委 第1号
- (2) 業務名  
和歌山県庁舎及び構内清掃業務
- (3) 業務の内容  
清掃業務仕様書のとおり。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成19年3月6日現在で和歌山県が行う本庁舎等の清掃、警備等の委託に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成10年和歌山県告示第84号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿（以

下「有資格者名簿」という。）の営業種目「一般清掃業」に登録されている者であること。

- (2) 前号の資格を確認するため、入札の参加を希望する者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを、5の(1)に掲げる場所に、5の(2)に定める日時に持参すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県民文化会館 4階中会議室
- (2) 日時  
平成19年3月15日（木）午後2時00分から

4 入札説明書の交付並びに説明会の場所及び日時

- (1) 場所  
3の(1)に同じ。
- (2) 日時  
3の(2)に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時

- (1) 入札場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県民文化会館 4階中会議室
- (2) 入札日時  
平成19年3月23日（金）午前10時30分
- (3) 開札場所  
(1)に同じ。
- (4) 開札日時  
(2)に同じ。

6 入札方法

落札者決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点で2の(1)に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

10 入札の失格

最低制限価格に対する入札書比較価格(最低制限価格の105分の100に相当する価格をいう。以下同じ。)未満の入札をした者は、失格とする。

11 落札者の決定の方法

- (1) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格に対する入札書比較価格以上の入札をした者のうち最低価格入札者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 落札決定の効力

この入札による落札決定の効力は、入札の対象となる業務に係る予算が平成19年2月県議会において議決され、その予算の執行が可能となることにより生じるものとする。

13 その他

- (1) 契約書の要否  
要
- (2) 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否  
否
- (3) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県総務部総務管理局管財課  
郵便番号 640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地  
電話番号 073-441-2213・2214

入札公告

和歌山県庁舎当直業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成19年3月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務年度及び業務番号  
平成19年度 管委 第2号
- (2) 業務名  
和歌山県庁舎当直業務
- (3) 業務の内容  
当直業務仕様書のとおり。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成19年3月6日現在で、和歌山県が行う本庁舎等の清掃、警備等の委託に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成10年和歌山県告示第84号)の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)の営業種目「庁舎等警備業」に記載されている者であること。
- (2) 警備業法第23条(昭和47年法律第117号)に基づく検定で、施設警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員を3名以上雇用していること。
- (3) 前2号の資格を確認するため、入札の参加を希望する者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写し並びに警備業法第23条に基づく検定で、施設警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員を3名以上雇用していることを証する検定合格証明書の写し及び雇用証明書を、5の(1)に掲げる場所に、5の(2)に定める日時に持参すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県民文化会館 4階中会議室
- (2) 日時  
平成19年3月15日(木)午後3時30分から

4 入札説明書の交付並びに説明会の場所及び日時

- (1) 場所  
3の(1)に同じ。
- (2) 日時  
3の(2)に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時

- (1) 入札場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館 4階中会議室

## (2) 入札日時

平成19年3月23日(金)午後2時00分から

## (3) 開札場所

(1)に同じ。

## (4) 開札日時

(2)に同じ。

## 6 入札方法

落札者決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

## 7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

## 8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

## 9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点で2の(1)及び(2)の要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

## 10 落札者の決定の方法

(1) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を

決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

## 11 落札決定の効力

この入札による落札決定の効力は、入札の対象となる業務に係る予算が平成19年2月県議会において議決され、その予算の執行が可能となることにより生じるものとする。

## 12 その他

## (1) 契約書の要否

要

## (2) 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

## (3) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県総務部総務管理局管財課

郵便番号 640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2213・2214

## 入札公告

平成19年度CALS/EC第1号和歌山県公共工事等電子入札システムヘルプデスク委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成19年3月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 事業年度及び事業番号

平成19年度CALS/EC第1号

## (2) 調達役務の名称及び数量

和歌山県公共工事等電子入札システムヘルプデスク委託業務 一式

## (3) 調達役務の仕様等

入札説明書による。

## (4) 業務履行の場所

和歌山県が指定する場所

## (5) 履行期間

平成19年5月1日から平成20年3月31日まで

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成19年和歌山県告示第239号に規定する委託業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

## 3 契約条項を示す場所及び日時

## (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課

## (2) 日時

平成19年3月6日(火)から平成19年3月13日(火)までの間の和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く、毎日午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までの間を除く。)

## 4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

## ア 場所

3の(1)に同じ。

## イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)で交付する入札説明書に対して質問のある者は、平成19年3月14日(水)から平成19年3月16日(金)までの間に和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

## 5 入札説明会の場所及び日時

## (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県民文化会館503会議室

## (2) 日時

平成19年3月13日(火)午後2時から

## 6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

## ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県民文化会館503会議室

## イ 入札日時

平成19年4月6日(金)午前11時から

## ウ 開札場所

アに同じ。

## エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前項の入札の執行にあたっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の平成19年度CALS/EC第1号和歌山県公共工事等電子入札システムヘルプデスク委託業務における競争入札参加資格結果通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵送による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の平成19

年度CALS/EC第1号和歌山県公共工事等電子入札システムヘルプデスク委託業務における競争入札参加資格結果通知書の写しを同封のうえ、平成19年4月6日(金)午前9時30分までに和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課へ必着するように行わなければならない。

## 7 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

## 9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、落札価格の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。

## 10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

## 11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもつ

て申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課

イ 所在地

(ア) 平成19年3月6日(火)から平成19年3月16日(金)まで

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3081

ファクシミリ番号 073-428-1810

(イ) 平成19年3月19日(月)以後

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3081

ファクシミリ番号 073-428-1810

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) この入札は、平成19年2月和歌山県議会において、平成19年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更するものとする。

入札公告

和歌山県警察交通警察事務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

平成19年3月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 事業年度 平成19年度

(2) 業務の名称

和歌山県警察交通警察事務委託業務

(3) 業務の内容

ア 運転免許事務の補助等業務

イ 自動車保管場所証明事務

(ア) 自動車保管場所調査事務

(イ) 自動車保管場所電算入力等関係事務

(ウ) 自動車保管場所標章関係事務

その他詳細については、仕様書による。

(4) 契約期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間

(5) 入札金額

次に掲げる方法で入札することとする。

ア (3)の(ア)に掲げる業務 年間総額

イ (3)の(イ)に掲げる事務のうち(ア)の事務 1件当たりの単価の額

ウ (3)の(イ)に掲げる事務のうち(イ)及び(ウ)の事務 1件当たりの単価の額(両方の事務を合わせて1件とする。)

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
平成19年度和歌山県告示第250号に規定する和歌山県警察交通警察事務委託業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市西1番地

和歌山県警察本部交通部交通規制課(以下「交通規制課」という。)

電話番号 073-473-0110

ファクシミリ番号 073-473-7824

(2) 期間

平成19年3月6日(火)から平成19年3月13日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39条)第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書及び仕様書(以下「入札説明書等」という。)を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び日時は次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、交通規制課に対して平成19年3月13日(火)午後4時までに書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

#### 5 入札説明会の場所及び日時

##### (1) 場所

和歌山市西46番地の1 和歌山県警察本部岡崎庁舎 1階 会議室

##### (2) 日時

平成19年3月8日(木)午後2時

#### 6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

##### ア 入札場所

和歌山市西1番地 交通センター 3階 第二教室

##### イ 入札日時

平成19年3月23日(金)午後2時

(2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の写しを持参することとする。

#### 7 入札方法

入札の執行に当たっては、入札書に記載した1の(5)に掲げる各入札金額の100分の5に相当する金額をそれぞれに加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる1の(5)のイに掲げる年間総額と1の(5)のウに掲げる単価の額にそれぞれ別に定める予定件数を乗じて得た金額を合算した予定総額(以下「予定総額」という。)の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

#### 9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、予定総額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

#### 10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止期間中である者のした入札は、無効とする。

#### 11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、交通規制課及び和歌山県警察本部交通部運転免許課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、1の(5)のイの入札金額と、1の(5)のウの入札金額に別に定める予定件数を乗じて得た額と1の(5)のウの入札金額に別に定める予定件数を乗じて得た額との合計額を合算して得た額の最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

#### 12 契約書作成の要否

要

#### 13 契約の締結における議会の議決の要否

否

#### 14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

#### 15 入札の執行

この入札による落札決定の効力は、入札の対象となる業務に係る予算が和歌山県議会において議決され、その予算の執行が可能となることにより生じるものとする。

#### 16 その他

この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

##### (1) 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

##### (2) 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)